

学術賞選考規程細則

第1条

代表理事は応募者の資料を集約次第、速やかに学術委員会へ提出する。学術委員会委員は、審査（10点法）を行う。

第2条

学術委員会委員長は、本細則第1条の審査結果を集約、協議し、授賞候補者を決定し、理事会に答申する。理事会は、この答申結果を審議する。

第3条

学術賞の審査に当たっては、応募の研究における共同研究者となっている学術委員会委員は、当該応募の審査には加わらないものとする。

第4条

最終選考結果は本細則第2条の理事会における承認後、学会ホームページで発表し、その後開催される直近の総会で表彰するものとする。

第5条

本細則の変更は、理事会の議を経て行うものとする。

附 則

この細則は2024年9月16日より施行する。